

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、  
住民監査請求に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

令和5年2月13日

宮崎県監査委員	緒	方	文	彦
宮崎県監査委員	安	樂	健	一
宮崎県監査委員	丸	山	裕	次郎
宮崎県監査委員	山	下	博	三

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所 宮崎県日向市浜町3丁目29番地

氏名 黒木 紹光

2 請求の受理

本件住民監査請求書は、令和4年12月14日に受理した。

3 請求の要旨

請求人提出の宮崎県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（請求書に記載のある法人名を「A社」、「B社」とする）。

- (1) A社は、宮崎県知事の承認を受けずに軽油と灯油を混和して不正軽油となる炭化水素油を製造した。また、製造した不正軽油を自社の建設機械の燃料として消費したにもかかわらず、各申告納付期限までに申告納付を行わなかった。

これに対して、宮崎県は、これらの事実を確認しながら、未納額、加算税、罰金の徴収及び行政処分をしないまま放置し徴収義務を遂行しなかったため、損害額（軽油引取税の脱税額）が10年間で6,259万5,000円発生している。加えて無申告加算税及び重加算税も加算され、罰金も科されるべきである。

よって、宮崎県に対し、A社に対する未納額、加算税、罰金の徴収、行政処分及び刑事告訴を求める。

- (2) B社は、不正軽油の原材料に用いられることを知りながら、A社に灯油を提供した。宮崎県は、これらの事実を確認しながら、罰金の徴収、行政処分をしないまま放置した。

よって、宮崎県に対し、B社に対する罰金の徴収、行政処分及び刑事告訴を求める。

なお、請求人から提出された措置請求書その他関係資料は、個人情報や企業の事業活動その他正当な利益を害するおそれのある情報が含まれていることから、本件監査結果には添付しない。

第2 要件審査

住民監査請求の対象となる行為は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の執行機関又は職員による

違法若しくは不当な公金の支出等、又は違法若しくは不当に公金の賦課徴収等を怠る事実に限られている。

本件については、公金である県税の賦課徴収を怠る事実が監査対象となるが、上記第1の3(1)における請求人の主張のうち、宮崎県が、A社に対して未納額、加算金（請求人は「加算税」と記載しているが地方税法（昭和25年法律第226号）上は「加算金」であり、以下「加算金」と表記する。）の徴収をしないまま放置しているとする主張のみが公金の賦課徴収に係るものであり、これ以外のA社及びB社に関する主張は、公金の賦課徴収には該当しない。

したがって、A社に対して未納額、加算金の徴収をしないまま放置したことが、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実にあたるかどうかについて監査を実施することとし、それ以外のA社及びB社に関する行為の請求は、請求要件を満たしていないものとして却下する。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

A社が、宮崎県の承認を受けずに軽油と灯油を混和した炭化水素油（以下「不正軽油」という。）を製造し、自社の建設機械の燃料として消費しているという情報提供に対して、担当部局が調査を行い、その結果に基づいて適切な対応をしたかどうか。

同社に対して県税の未納額や加算金を徴収していないことが、結果として、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実にあたるかどうか。以上の2点を監査対象事項とした。

#### 2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和5年1月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

#### 3 監査対象部局への監査

軽油引取税に関する事務は、宮崎県総務部が所管し、事務執行に係る各種要領等の制定及び事務指導は税務課において、また、賦課徴収等の事務は宮崎県税・総務事務所において実施している。

このため、監査対象部局を宮崎県総務部（税務課及び宮崎県税・総務事務所）とし、令和5年1月16日に事務局職員による監査、同年1月24日に関係人調査（当時の担当職員への聴取）、同年1月26日に監査委員による監査を実施した。

#### 4 監査対象部局の説明

##### (1) 炭化水素油の製造に関する地方税法の取扱い

地方税法第144条の32第1項の規定により、元売業者、特約業者、石油製品販売

業者、軽油製造者等及び自動車の保有者が、軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造する場合は、製造を行う時期、数量その他の総務省令で定める事項を定めて、製造を行う場所の所在地の道府県知事の承認を受けなければならないとされている。

また、地方税法第144条の3第1項第5号において、特約業者及び元売業者以外の者が、軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡に対して、道府県知事は、その数量を課税標準として、当該行為を行った者に課税するとされている。

なお、地方税法第144条の33第1項において、道府県知事の承認を受けずに上記の炭化水素油を製造した者は、10年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金に処すなどとされている。

このため、不正軽油の製造や消費を行った場合には、上記の法令に基づき課税や罰金の対象となる。

(2) 本県における軽油引取税に係る調査、賦課徴収等の権限

本県においては、軽油引取税に係る徴収金の賦課徴収、犯則事件の調査及び処分に関する事務は、宮崎県税条例（昭和29年7月27日条例第19号）第3条第2項の規定により、宮崎県税・総務事務所の長に委任されている。

(3) 税務職員の守秘義務等

地方公務員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項の規定により、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務があり、加えて地方税に関する調査や地方税の徴収に関する事務に従事している（していた）職員に対しては、地方税法第22条に秘密漏えいに関する罪が規定されている。

(4) 請求人の主張に対する監査対象部局の見解

ア 宮崎県が、A社による不正軽油の製造及び消費の事実を調査し確認しながら、未納額、加算金の徴収をしないまま放置したという主張について

本件については、平成31年2月に情報提供を受けて以降、調査を実施してきた結果、不正軽油の製造や消費の事実は確認できなかったものである。

したがって、調査結果に基づく賦課徴収を放置したという主張は当たらない。

また、不正軽油の製造や消費に関する情報提供に対しては、これまでも案件の状況に応じた調査を行っており、本件における調査や対応においても、違法性や不当性を問われるものはない。

なお、前述のとおり、税務職員には守秘義務があるため、情報提供者等への調査結果の報告は行わないこととしている。

イ 宮崎県が賦課徴収を行わなかったことにより損害が発生したという主張について

A社による不正軽油の製造及び消費の事実が確認されていないので、これに係る賦課徴収、加算金の徴収は行えないし、損害の発生もない。

## 第4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

本件請求については、これを棄却する。

以下、その理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

宮崎県総務部（税務課及び宮崎県税・総務事務所）に対しての監査及び関係人調査（当時の担当職員への聴取）を行い、以下の事実を確認した。

監査委員には、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない守秘義務（法第198条の3第2項）の規定があることから、守秘義務に抵触しない範囲で記述する。

#### (1) 本県における軽油引取税の賦課徴収業務

軽油引取税に関する地方税法の取扱い、本県における賦課徴収業務の権限及び業務内容等については、前述の監査対象部局の説明のとおりであることを確認した。

#### (2) 本件に対する宮崎県税・総務事務所の対応について

宮崎県税・総務事務所は、情報提供があった平成31年2月以降、数回にわたる内偵調査や、重機等から軽油を抜き取る検体採取を行っている。その結果、A社による不正軽油の製造及び消費の事実は確認されていない。

#### (3) 軽油引取税の賦課徴収を怠る事実について

調査の結果、請求人が主張するような不正軽油の製造及び消費の事実は確認されなかったため賦課徴収は行わなかったものであり、公金の賦課徴収を怠る事実はなかった。

### 2 判断

不正軽油に係る軽油引取税の賦課徴収に当たっては、寄せられた情報提供に基づき必要な調査を実施し事実関係を明らかにした上で、賦課徴収を行うことが求められる。

監査において、宮崎県税・総務事務所の調査記録を確認し、関係人（当時の担当職員）からもA社への調査の状況等を聴取したが、当該案件の状況を踏まえた調査が実施されており、本件調査やそれに基づく対応において法令違反や裁量権の逸脱、濫用及び不合理な行使はなかったと認められる。

以上のことから、本件については、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実に当たらないと判断する。